

嘉手納基地における訓練激化に抗議する意見書

嘉手納飛行場では今年1月上旬から2本ある滑走路のうち、北側滑走路が補修工事により閉鎖され、住民居住地から離れた南側滑走路1本で運用がなされたことで、騒音が軽減するものと期待していた。しかしながら、岩国基地からF-35B戦闘機及びFA-18戦闘攻撃機、また韓国烏山基地からU-2偵察機など外来機が恒常的に飛来し、過密状態のまま訓練が行われ、トラブルも多数発生している。

また、同時期に基地内では即応訓練も実施され、昼夜を問わず、飛行訓練による騒音、さらにサイレン音や拡声器放送が基地周辺地域に鳴り響くなど、嘉手納基地における訓練激化は、町民の受忍限度をはるかに超えており強い憤りを禁じ得ない。

このような状況下、嘉手納飛行場で実施予定であった航空機訓練が、日米合同委員会合意に基づき2月13日から1か月間、国外へ訓練移転するとの発表があり、騒音軽減につながるものと期待しているが、これまで国外及び県外に訓練移転されたにも拘らず、移転期間中も外来機が長期にわたり訓練が実施され、目に見える効果が表れていない状況にある。

日米両政府においては、訓練移転の期間及び参加規模の拡大など、継続的に訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じることを強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地における訓練激化に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 すべての外来機の嘉手納基地への飛来を中止すること。
- 2 騒音防止協定を遵守し、航空機騒音の軽減を図ること。
- 3 嘉手納飛行場からの訓練移転期間及び参加規模の拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年2月14日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

嘉手納基地における訓練激化に抗議する決議

嘉手納飛行場では今年1月上旬から2本ある滑走路のうち、北側滑走路が補修工事により閉鎖され、住民居住地から離れた南側滑走路1本で運用がなされたことで、騒音が軽減するものと期待していた。しかしながら、岩国基地からF-35B戦闘機及びF A-18戦闘攻撃機、また韓国烏山基地からU-2偵察機など外来機が恒常的に飛来し、過密状態のまま訓練が行われ、トラブルも多数発生している。

また、同時期に基地内では即応訓練も実施され、昼夜を問わず、飛行訓練による騒音、さらにサイレン音や拡声器放送が基地周辺地域に鳴り響くなど、嘉手納基地における訓練激化は、町民の受忍限度をはるかに超えており強い憤りを禁じ得ない。

このような状況下、嘉手納飛行場で実施予定であった航空機訓練が、日米合同委員会合意に基づき2月13日から1か月間、国外へ訓練移転するとの発表があり、騒音軽減につながるものと期待しているが、これまで国外及び県外に訓練移転されたにも拘らず、移転期間中も外来機が長期にわたり訓練が実施され、目に見える効果が表れていない状況にある。

日米両政府においては、訓練移転の期間及び参加規模の拡大など、継続的に訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じることを強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地における訓練激化に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 すべての外来機の嘉手納基地への飛来を中止すること。
- 2 騒音防止協定を遵守し、航空機騒音の軽減を図ること。
- 3 嘉手納飛行場からの訓練移転期間及び参加規模の拡大を図ること。

以上、決議する。

平成31年2月14日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長